

# JOYO BANK NEWS LETTER

2019年10月23日

## 「令和元年台風第19号」に対する義援金の寄贈および 役職員による義援金の募集について

このたびの台風第19号でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、今回の台風による被災者の方々の救援や被災地の復旧・復興へ役立てていただくため、下記の通り、義援金を寄贈いたします。

また、役職員で運営する常陽ボランティア倶楽部においても、役職員から義援金を募集しており、被災された方々の生活再建及び被災地の復旧・復興に役立てていただく予定です。

### 記

#### 1. 寄贈先

茨城県、福島県

#### 2. 金額

総額 40 百万円（茨城県 30 百万円、福島県 10 百万円）

被災地側の受入態勢が整い次第、実施いたします。

一日も早く被災地の復旧・復興が進みますよう、お祈り申しあげます。

以 上



常陽銀行

MEBUKI  
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp